２０１７年度②

小　論　文

注 意 事 項

1．試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2．解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3．解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4．解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5．試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文②

課題文を読んで、以下の設問に解答しなさい。

何かが最初から完璧にできる人はいない。あることを繰り返し経験していれば、初めてやってみた時に比べ、自分の行動が変わっていることは誰でも様々なことで経験しているだろう。

例えば、料理のことを考えてみよう。料理をまったくしたことがない人は、そもそも、自分でどのような材料でどのような料理をつくるのか考えることが難しい。料理本などのレシピを見ながらチャレンジしてみる。最初はどの食材をどの形にどのくらいの厚さに切ればよいかもよくわからない。切るスピードも遅く、形も厚さも不揃いになってしまう。「お好みに応じて醤油を適量」と書かれていると「適量」がどのくらいなのか見当がつかない。

それが経験を積むにつれ、包丁の使い方も上手くなり、最初に比べて速く、きれいに切れるようになる。味見をしながら好みの味にするために調味料を加減できるようにもなる。料理の本のレシピどおりの材料がなくても、家にある食材でつくったり、別の食材で代用したり、ということもできるようになる。

ここまでいくと、もはや料理の熟達者といってよいだろう。しかし、上には上がいる。普通の人が普通の家庭の食事を手早くつくれる熟達のレベルと、プロの料理人に要求される熟達のレベルとはまったく異なる。もちろん、プロの料理人の中でもその腕前には個人差がある。他の人には真似できない、その人独自の「何か」がなければ一流の料理人とはいえない。

同じようなことは言語の学習でもいえる。母国語を流暢に話したり読んだりできるようになることは立派な熟達であるが、それは十分に経験を積めば誰もが達成できる熟達だ。そこからさらに俳句や詩、小説、ノンフィクションなどのジャンルで自分にしか書けないスタイルの文章を書くことのできる文筆家、言語の分析をする言語学者、プロの編集者など、多くの人がそれぞれの分野でことばを武器に道を究めていく。

つまり、熟達といっても、経験を積むことで、最初はできなかったことが素早く、よどみなく、正確にできるようになるというレベルの熟達と、それを超えて、その分野で一流となり、さらに超一流になるレベルの熟達とがある。もちろん、これは連続する過程なのだが、熟達者の認知の特徴や学び方の特徴を考えるときにはここを分け

て考えることが重要だ。

私たちは小学校から大学、あるいはそれ以降の教育を通じて科学的な説明のしかた、考え方を学び、運動方程式、位置の公式、速度の公式、エネルギー保存の公式などの様々な公式を教わる。しかし、さきにも述べたように、「公式を知っている」ということと「公式を使って問題を解ける」ということは別のことだ。「公式を知っているが問題を解けない」段階から「公式を使って自在に問題が解ける」段階に、どのように移行していくのだろうか。そしてそのときに、認知にどのような変化がもたらされるのだろうか。まず、物理初心者の大学生と物理熟達者の大学の先生との間で、次の問題の解き方がどう違うのかで考えてみよう。

問題　ある人は爆弾を投げる役割を担って飛行機に乗っている。飛行機は同じ速さで飛行していて、同じ高さから爆弾を投げるとする。つぎの①から⑤のうち、地表に到達する爆弾の速さがもっとも速いのはどの時か。

①飛行機が降下している時

②上昇している時

③水平に飛行している時

④どれでも変わりはない

⑤情報が足りないから判断できない

ほとんどの大学生は①を選ぶが、熟達者である物理の先生は④を選ぶ。すぐにこれがエネルギー保存の法則を使う問題だとわかるからである。しかし、この問題はさらに、法則が当てはまるのは爆弾であって飛行機でないことを理解した上で選択肢を選ばないと正解できない。熟達者である先生はこの問題を見た時に、計算をする前にすぐ関連する公式が頭の中に浮かぶ。

「もし運動している物体があり、二つの時間 t_1 と t_2 における速さがわかっているか、それを求める必要があり、その二つの時間帯において、保存力だけしか働かないなら、t_1 から t_2 において、その物体にエネルギー保存の法則を適用できる」と考え、さらに「もし、力学的エネルギー保存の法則が二つの物体に適用されて、質量、初速、落下時の高さと最終的な高さが物体Aと物体Bで同じなら、物体Aと物体Bは最終的な速さも同じである」という結論に一瞬のうちに達するのだ。

それに対して、初心者の大学生は、この問題はエネルギー保存の法則の観点から考えなければならないということが、すぐにはわからない。そもそも、初心者は物体が動いている時は動いている方向に力が働いているという誤認識を持っていることが多

く、②や③ではその方向に働いている力によって、落下速度が減衰されると思ってしまいがちだからだ。

今度はつぎの「弾丸速度問題」から、初心者と熟達者の思考の過程はどのように違うかを見てみよう。

問題　長さ0.5メートルの銃身から秒速400メートルで弾丸が飛び出した。弾丸は銃身内で一様に加速されたとすると銃身内での平均速度はどれだけか。また、弾丸が銃身内にあったのは何秒か。

このような問題が与えられた時、初心者と熟達者は頭の中でどのような思考の流れをたどっていくのだろうか。熟達者は答えを得るために一直線に進んでいて、迷ったりよけいなことを考えたりしていない。速度の公式を使うことが問題を見た瞬間にわかる。また、それだけではなく、教科書に載っているような形で公式を思い出してから変形するのではなく、初めから直接数値が代入できるような変形された形で公式をもってくることができている。つまり、物理熟達者は物理の問題を考えるときに、「ＸとＹがわかっていればＺも求められる」「Ｘ＝Ｙ＋Ｚ」なら「Ｙ＝Ｘ－Ｚ」のような式の変形が、その意味といっしょに頭に入っている。だから、必要な値を求めるための変形式が直接頭に浮かぶのだ。それだけではなく、問題を見た瞬間に、問題を解くための道筋がわかり、そこに数字を入れ、最短のステップで解を得ることができる。

それに対して初心者は、問題を解くための公式を思い出したものの、この問題に対して公式をどのように使うのかが、すぐにはわからない。いま自分が求めなければならないのは、この公式のなかでそもそもどの項なのか、与えられているそれぞれの数字は公式のどこにあたるのかを探すところから始めなければならないのである。「公式を知っている」ということと「公式が使える」ということは同じではないことは、これらの例からよくわかるだろう。

物理の熟達者の問題の解き方をひとことでいえば「自由自在」あるいは「臨機応変」だろう。この背後にあるのは、問題を読むと一瞬で「何が大事かわかる」という本質をつかむ力だ。一瞬で「本質がわかる」というのは、状況を一瞬で把握し、解くべき問題がなにか、そのために何をするべきかがわかるということだ。

熟達者が臨機応変であることは、もちろん物理の問題解きに限ることではない。能で熟達すると何が変わるのか。金春流の第80世宗家の金春安明さんに聞いてみた。

能は、シテ、ワキ、笛、太鼓、小鼓、大鼓の奏者の共同作業だが、それぞれが一堂に会して練習する時間はほとんどとれない。各自で修業を積み、舞台に臨む。何回も

いっしょに舞台を経験した人たちばかりと組むわけではない。異なる流派に属する人たちといっしょに舞台をすることもある。熟練がものをいうのは、初めていっしょに舞台に立った人たちとすぐに呼吸を合わせ、即興的に舞台をつくっていけるかどうかということなのだそうだ。もちろん、これは能に限ったことではなく、他の人たちといっしょになにかをする状況で、臨機応変に対応できるというのは、熟達者の大きな特徴なのである。サッカー、ラグビーなどのチームスポーツでもこれがもっとも大事な能力であることは言うまでもない。

熟達者のもつこうした臨機応変さは、どこから生まれるのだろうか。第一に必要なのは、それを実行するために必要な手続きが反射的に想起され、それを素早く実行するためにすぐに体が動くことである。しかし、その時に、今自分が置かれている状況が適切に理解でき、次の瞬間に何をするべきか、素早く、的確に判断できることが必要だ。とはいえ、こんなことは別に認知科学の研究がなくても、だれでも経験的にわかっていることだ。もう少し踏み込んで、臨機応変に判断し、行動するときに、心の内で何が起こっているのかということをつぎに見ていこう。

さきほども述べたように、熟達者は、いちいち考えなくても必要な行動が必要な時に自然とできる。これを認知科学では「スキルの自動化」という。必要なことを意識を向けずにバックグラウンドでできるようになることである。

人間はパラレルな情報処理を行っている。しかし、意識的に（注意を向けながら）処理できる計算量には限界がある。記憶には、情報を長期的にため込んでおく貯蔵庫と、リアルタイムの情報処理に必要な情報だけを一時的に保存する貯蔵庫の二種類があり、前者を「長期記憶」、後者を「短期記憶」という。

人が会話をしたり、本や新聞を読んだり、ラジオのニュースを聞いたり、計算をしたりするとき、その環境の中から情報を取り入れ、さらに処理に必要な情報が長期記憶から検索され、それを統合してその場その場で情報の処理をする。例えば、ニュースを聞いているときにはニュースからの言語インプットが処理されるべき情報として短期記憶に取り込まれ、さらに、長期記憶から文法の規則や単語の意味に関する情報、内容に関するスキーマなど、言語情報処理に必要な様々な知識が検索される。そして、いま自分の中に入ってくるインプットの中の情報を長期記憶から持ってきた情報と統合して、情報処理をする。この一連のプロセス全体を作動記憶という。

人が一度に作動記憶で扱える情報量には限りがある。したがって、意識的な注意を向けずにバックグラウンドで行えることが多ければ、ほんとうに必要なことにだけ注

意を集中することができる。これがよいパフォーマンスをする鉄則だ。

子どもが母国語の学習でしていることはまさにこれだ。言語の情報処理は、①音素の識別、②単語の同定、③形態素や助詞などの文法判断、④単語の並びから文の組み立てを把握、⑤抑揚や単語の選択などからの話者の意図や確信度の判断、⑥発話内容の意味を文字どおりストレートに受け止めるか、比喩や皮肉として受け止めるべきなのかの判断、⑦話者が言っている全体的な内容の理解など、様々な判断をほぼ並行して超高速で行わなければならない。そのとき、これらのすべてのことに意識的な注意を向けていたら情報処理はすぐに破綻してしまう。通常では、①から⑤くらいまでは無意識に行う。それによって、⑥と⑦により多くの情報処理のリソースを残すようにするのである。

言語が使えるようになるために大事なことは、文法書に書いてある説明を覚え、辞書に書いてある単語の意味を暗記することよりも、これらの複雑な認知過程のほとんどを自動的に高速で行うことのできる情報処理システムをつくっていくことなのだ。

言語の習得と熟達の過程は、流暢に話すことができるところでは終わらない。子どもはある程度流暢に話せるようになるくらいから、読み書きの学びをはじめる。すらすらと文章を読めるようになるために、学び手はさらに複雑かつ精緻な情報処理のシステムをつくりあげていかなければならない。

なめらかに読めるようになると、目の動かし方も変わる。読み手は、一単語ごとに読んでいるわけではない。新聞などがすらすら読める熟練の読み手は、

（1）文字の視覚情報を音に変換する。

（2）記憶にある単語の意味辞書にアクセスして、文中の単語と意味辞書の単語の意味を照合する。

（3）スキーマにより行間を埋める。

（4）単語が組み合わされた文の意味をざっくりと解釈する。

（5）これから出てくる単語の予測をし、眼球の運動を制御して、なめらかに眼球を動かす。

といった、複雑を極めたプロセスを、並行して超高速で行っている。読みの習得過程はこの一連の複雑な情報処理をよどみなく高速で行うことができるようになる熟達過程に他ならない。

しかし、読みの本質は、その先にある。書かれている内容を単に字面で理解するのではなく、自分の知識と織り交ぜながら著者の意図をくみ取り、内容を楽しみ、批判

し、自分の知識の中に組み込む。そのために読書をするのだ。文字からの情報を得るためにほとんどの情報処理を瞬時に自動的に行うことができるような情報処理システムの下支えがあってはじめてそれが可能になるのである。

なめらかに読むためには、いま視線を落としている単語（とその周辺の単語）を読みながら、同時に次に来るであろう単語群を予測する必要がある。何をするときにも、臨機応変に状況対応ができるということは、状況判断とともに素早く正確な予測ができるということでもある。将棋やチェスの熟達者は、ある局面でこの手を選択したらその先にどのような展開になるかをずっと先まで読むことができる。

この先読みの能力はもちろんスポーツの熟達にも欠かせない。サッカープレーヤーの臨機応変な状況判断は、もちろん、現在の状況からこのように行動したら相手チームがどのように行動し、それがどのような結果につながるかという予測ができるということだ。この能力は、実際には見たことがない状況（つまりこれから起こる未来の出来事）を心の中でシミュレーションすることができる能力といってもよい。熟達者が臨機応変に行動できるのは、このメンタルシミュレーションが正確で、「カン」が正しく働くからなのだ。

「カン」は熟達者の真髄であると言ってもよい。将棋、囲碁の熟達者の直観はその発展形といえる。一手一手で最善の手を考え、それを積み重ねていく。次の一手についても、勝負を決める最終的な形についても正解はない。しかし、プロの棋士はこれから向かおうとする形について直観的に視ることができ、次の一手も直観によって無数の選択肢から候補を絞り込むことができるそうである。

将棋や囲碁では熟達者の「直観」の働き方は二種類ある。全体の終着点についての直観と、次の手についての直観である。多くのタイトルを持つプロ棋士の羽生善治さんは著書『大局観』で前者を「ひらめき」、後者を「直観」と呼び分けている。これは非常に示唆に富む洞察である。

さきほど述べたように物理の熟達者も、問題を見た瞬間に答えがでないうちから解決の到達点が見え、そこから具体的に手続きを進めていく。人が複雑な問題解決をするときには、その時々、その場その場でのポイントの判断だけではなく、事態がまだ解決から遠く、不明瞭な段階でも、最終的にどこに向かうのかというような直観が非常に大事なのである。しかし、熟達しないうちは、その時その場での局所的な選択しか思い浮かべることができない。

羽生さんによれば、「大局観」とは様々な手を深く読まなくてもそのときの状況と

その後の流れを一瞬見ただけで判断する直観で、経験を積めば積むほど精度が上がってくるものだそうだ。がむしゃらに読み込む力は若いうちのほうが強いが、熟年になるほど「大局観」が育っていくと書いている。「大局観」を言いかえれば、問題を大づかみに捉えて、ゴールが見えない局面でも目指す到達点をイメージできる直観である。熟達とは、将棋に限らずどのような分野でも、この直観を育てていく過程と言ってもよい。

「直観」が働くためには、膨大な量の過去の経験の記憶があり、それが必要な時に適切に取り出せることが必要だ。記憶の達人がしていることが、まさにそれだ。熟達者が瞠目すべき記憶力を持つことは、すべての分野に共通する。しかし、そのすぐれた記憶は、その分野で意味がある情報の記憶に限られている。

すぐれたバスケットボールの選手にバスケットボールのゲームの一場面のスライドを見せていき、記憶のテストをした研究がある。バスケットボールは対戦する二つのチームの選手の位置関係が戦略上、非常に重要なゲームである。すぐれたバスケットボールの選手は非熟達者に比べ、ゲーム場面のスライドを短時間見ただけで選手のコート上の布陣を正確に記憶することができた。しかし、このすぐれた記憶は見せられた布陣が戦略上、意味のある構造をもっている場合に限られた。適当に人を配置しただけの意味のない布陣を見せられた場合は、彼らの記憶は普通の人と変わらなかったのである。

バレエダンサーの振り付けの記憶についても興味深い研究がある。この研究では熟達者と初心者に複雑なシークエンスからなる振り付けを教え、実験参加者にそれを再現させた。半分のシークエンスは振付師がつくったクラシックバレエのパターンをもとにした構造をもったシークエンスで、後の半分は実験者が適当につくった構造のないシークエンスだった。また、研究に参加した人の半分はクラシックバレエのダンサーで、もう半分はモダンバレエのダンサーだった。

クラシックバレエのダンサーの場合は、クラシックバレエの構造をもったシークエンスの時には、なんなくシークエンスを記憶した。しかし、ランダムなシークエンスを提示された場合には初心者と記憶成績が変わらなかった。それに対し、モダンバレエのダンサーの場合には、構造のあるシークエンスでも構造のないシークエンスでも、初心者よりすぐれた記憶を見せた。これは、クラシックバレエでは型が重要で型から外れた動きというのはめったにないのに比べ、モダンバレエにおいては決まった型以外のシークエンスもよく使われることがあるということを反映していると思われる。

このように、人は、熟達の過程で、その分野で（熟達者にとって）重要な情報を非常に短い時間で効果的に記憶する術（すべ）を身につける。しかし、熟達者のすぐれた記憶の本質は、「その場の情報をそのまま記憶する力」ではなく、持っている知識によって状況が認識できる「認識力」にあるのである。

認識力は「識別力」でもある。熟達者は、普通の人にはわからない違いがわかる。初生雛鑑別師という職業がある。この職業は、鶏のヒナの性別を区別する仕事だ。鳥の生殖器官は体内に位置するので、普通は外側から見てもわからない。プロの鑑別師は、まずヒナの肛門をわずかに開ける技術を習得した上で、ヒナの生殖器官の雌雄の違いにより、どれがオスでどれがメスなのかの区別をする。このように書くと簡単そうに思えるが、パターンのほんのわずかな違いから見分けをする非常に熟練を要する職業で、一人前のプロになるのには何年もかかるそうである。

熟達者は普通の人には見えないパターンの違いがわかり、見極めができる。熟練したバードウォッチャーは、高い木の枝にいる様々な種類の鳥を一瞬見ただけですぐに見分けられる。ドッグブリーダーは同じ種類のイヌの個体を、サルの飼育者や研究者は群れの中のたくさんのサルのそれぞれの個体を見分けることができる。

このような識別力の延長にある熟達者の認知能力は「審美眼」だろう。熟達者は普通の人にはわからないほどの厳しく細やかな基準で、出来栄えのよし悪しが判断できる。一流の美術家は、普通の人間にはどれも素晴らしく見える焼きあがった作品の多くを壊してしまうという話をよく聞く。一流の熟達者は普通の人には到底見分けられないレベルで、出来栄えのよい、悪いを判断できる。最高のものとそうでないものを見分ける審美眼が、一流のパフォーマンスを支えているのである。

ずいぶん昔に『本阿弥行状記』（中野孝次著）という本を読んだ。この本は、琳派の始祖で、俵屋宗達と組んで有名な「嵯峨本」を作った、日本の三筆に数えられる能書家であり、「不二」をはじめとして、国宝にもなっているすばらしい茶碗を作った陶芸家でもあり、息をのむほど美しい蒔絵の作品を残したりしている美の究極の探究者であり目利きであった本阿弥光悦を中心にした本阿弥家についての小説風評伝だ。本阿弥家は伝来刀研ぎと刀の目利きを家業にしており、光悦自身も稀代の刀の目利きであった。この本には光悦だけではなく代々の本阿弥家の人間がどのような気概と精神で、どのような修行をして、他家にまったく追随を許さない刀研ぎ、目利きとしての技量を身につけていたかが描かれている。

刀の目利きについて、光悦の孫の光甫が本阿弥家相伝の芸の奥義を語ったことばと

してこのような下りがあった。

「かやうに見ゆるはかやうに仕立(たて)てたるゆえなり。かやうに仕立たるはかやうになるべしと明(あき)らめぬ人は、合点行(ゆき)がたき事なり」

中野孝次はこのように書いている。

> 現にそこにあるものを見て判を立てることなら誰にでもできる。が、そのようなことでは錆刀はどこまでいってもただの錆刀としか見えますまい。粗壁に浮き出た模様はただの壁の乾き具合の違いとしか見えますまい。が、名人上手の域に達した人は、現にある錆刀の中にあるべき本来の刀の姿を見る。粗壁の乱れ模様の中に竹林や岩山や虎が姿をあらわしたがっているのを見る。このように仕立てればこのようになるであろうと、その成った姿が見える。……
>
> 画でも書でも焼物でも刀の道でもそのことに変りはない。芸の道をきわめるとは、あるべきものの姿が心眼にありありと見えるところまで行くということである。

中野孝次『本阿弥行状記』(河出書房新社) より

これは、さきほど紹介した、羽生善治さんの、「序盤でもすでに全体が見える大局観」と同根のものだろう。

出典：今井むつみ「学びとは何か－<探求人>になるために」(岩波新書 2016 年)
(出題にあたって、一部、原文・表を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。)

設問Ⅰ　筆者が言う「スキルの自動化」の意味について、例を挙げたうえで、500 字以内で説明しなさい。(100 点)

設問Ⅱ　筆者は、超一流レベルの熟達者の「大局観」はどのようにして生まれてくると言っているのか。問題文以外の例を挙げながら、1500 字以内で説明しなさい。(200 点)

２０１７年度②

公　　法

問　　題

ページ

憲　　法 …… 1

行 政 法 …… 4

注 意 事 項

1．試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2．解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3．解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4．解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5．試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲　法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち１問を選択して解答しなさい。(100点)

Ⅰ　旅券法19条１項は、「外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる」と定め、同法13条１項各号のいずれかに当たることが旅券の交付の後に判明する（19条１項１号）か、又は旅券の交付の後に同法13条１項各号のいずれかに該当するに至った（２号）場合に、上記旅券返納命令の対象となる旨、定めている。有効な旅券により自由に海外渡航ができるようになるところ、旅券を返納させるということは、それを抑止するということになる。

ところが、同法19条３項は、この場合の旅券返納命令については、行政手続法３章の規定は適用しない旨、定めて（ただし、13条１項１号又は６号の場合は除かれている）おり、意見陳述のための手続きが保障されていない。この適用除外規定は、行政手続法が制定された際に同時に定められたものであるが、意見陳述手続きの間も旅券は有効であること、13条２号から５号を理由とする場合はいずれも司法手続きを経ていること、７号を理由とする場合は重大な公益の確保を目的とし緊急の必要性があること、などを趣旨としていると考えられる。

この旅券法の規定に関し、以下の設問に答えなさい。

（１）行政手続きに対しても手続き的適正の要請は及ぶか、学説や判例を踏まえて、検討しなさい。

（２）（１）を踏まえ、旅券法19条３項が憲法に違反するか検討しなさい。ただし、憲法22条１項・２項が保障する移転の自由や外国移住の自由との関係については検討しなくてよい。

〔資料〕

旅券法（抜粋）

（一般旅券の発給等の制限）

第13条　外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加

をしないことができる。

一　渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者

二　死刑、無期若しくは長期２年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者

三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　第23条の規定により刑に処せられた者

五　旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を行使し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治40年法律第45号）第155条第１項又は第158条の規定により刑に処せられた者

（６号、略）

七　前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

２　外務大臣は、前項第七号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務大臣と協議しなければならない。

（返納）

第19条　外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

一　一般旅券の名義人が第13条第１項各号のいずれかに該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合

二　一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第13条第１項各号のいずれかに該当するに至つた場合

（３号以下、略）

（２項　略）

３　第１項の規定に基づき同項第１号又は第２号の場合において行う一般旅券の返納の命令（第13条第１項第１号又は第６号に該当する者に対して行うものを除く。）については、行政手続法（平成５年法律第88号）第３章の規定は、適用しない。

（４項以下　略）

(なお、旅券法23条は、不正な行為による旅券の被交付、旅券の不正な行使、偽造などを罪とする、旅券に関わる罰則規定である。)

II　出入国管理及び難民認定法は、外国人がわが国に在留するためには、原則として別表第一および第二で定める在留資格を有していなければならないとしている（同法２条の２)。20XX年、国会は、出入国管理及び難民認定法別表第一を改正し、その二に「わが国の経済状況、社会状況等に照らして外国人の就労を認めることが適切であると政令において指定された業種における就労」ができる「その他の就労」を在留資格に加えた。この法改正について以下の問いに答えなさい。

（1）　法律が政令に一定の事項を定めることを委任することが憲法上許されていると解されるのはなぜか。また、法律による政令への委任には、憲法上どのような限界があるか。

（2）　本問の法改正は、政令への立法委任に対する憲法上の限界を超えていないか。

行政法②

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

〔事実〕

A県B市の住宅街にあるCマンションについて、その設計が建築基準法令に定める構造基準に適合していないこと、および、Cマンションが耐震性の不足する建築基準法違反の建築物であることが発覚した。

国土交通省は、Cマンションの設計者である一級建築士Dに対する懲戒について検討を行い、建築士法10条1項に基づいてDの一級建築士免許を取り消す方針を固めた。Dに対する聴聞の主宰者としては、Cマンションの耐震性の調査に携わった職員Eが指名された。Dは、聴聞期日に出頭して、結果として構造基準に適合しない設計をしたことになったとの発言をした。

聴聞の結果を踏まえて、国土交通大臣はDに対して一級建築士免許を取り消す処分(以下「本件処分」という)をした。Dが受け取った本件処分に係る通知書には、「貴殿は、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、耐震性の不足する危険な建築物を現出させ、地域社会に多大な不安を与えた。一級建築士の懲戒処分の基準に照らし、免許取消とすることが相当であり、建築士法10条1項に基づき処分する」という記載があった。

国土交通省においては、建築士法10条1項に基づく処分については「一級建築士の懲戒処分の基準」が公にされている。この基準では、違反の内容や程度等に応じてランク付けを行い、ランクが16以上となる場合には免許取消をするものとされている。建築物の倒壊・破損に繋がるおそれがある違反設計を行った場合のランクは9～15となっているが、別途、「刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合」には3ランクを加重するという定めがあり、「特に考慮すべき事情がある場合」にはランクを適宜加減する旨の定めも置かれている。

〔資料〕

○　建築士法(昭和25年法律第202号)

(懲戒)

第10条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級

建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは１年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一　この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

二　業務に関して不誠実な行為をしたとき。

２～６　（略）

〔設問〕

本件処分に手続的違法があるかどうかを検討しなさい。

２０１７年度②

民　　法

注 意 事 項

1．試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2．解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。

3．解答はすべて解答用紙に記入しなさい。

4．解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。

5．試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民　法②

Ⅰ　下記についてそれぞれ80字以内で説明しなさい。(20点)

(1)　所有権留保

(2)　解約告知

Ⅱ　次の問題〔1〕・〔2〕のうち、1問を選択して解答しなさい。(100点)

〔1〕　次の事実をふまえた上で、下記の問いに答えなさい。

1　1995年10月、Aは、空き地であるB所有の甲土地を借り受けて、甲土地上に居住目的の乙建物を建築することを考えた。

2　AとBとの折衝の結果、1995年12月10日、Aが甲土地に地上権の設定を受ける契約をBとの間で締結した（期間1996年4月1日から30年間、地代月額5万円・前月末日支払い、敷金500万円は1996年3月31日までに支払う)。

3　Aは、乙建物建築に要する費用のうち1500万円は、C信用金庫（以下「C信金」という）から融資を受けることにし、C信金の担当者と折衝した結果、C信金は、1500万円を1996年4月30日に融資をし（元本の弁済期2016年5月31日、利息年6％、利息は毎月月末に元本の0.5％を支払う、利息の弁済が1か月分でも滞ったときは、元本債権の期限の利益は喪失する、遅延損害金年12％)、その担保として乙建物竣工時にAはC信金のために抵当権を設定するという契約が成立した。

4　1996年3月31日にAはBに4月分の地代および敷金を支払った（甲土地につき地上権設定登記はなされていない)。

（問い1）　翌日Aは、乙建物の建築を請け負った業者を伴って甲土地を訪れたところ、甲土地には、バラックの建物が建てられていて、そこにDとDの家族が居住していた。Dが甲土地の利用権限を有していない場合、AはDに対していかなる手段をとることができるか。また、もしAが土地賃借権の設定を受けていた場合はどうなるか。なお、地上権設定登記も、賃借権設定登記も、なされていないものとする。(50点)

5　1996年4月30日にAはC信金から1500万円の融資を受けた。

6　乙建物が無事建築され、保存登記がされた乙建物にC信金のために抵当権設定登記がなされ（1997年4月10日）、乙建物にAとAの家族が居住した。

7　Aは、2016年1月末のC信金に対する利息の支払いを遅滞した。Aは、翌月分の利息の支払いも遅滞したので、C信金は、同年3月半ばに乙建物につき抵当権の実行としての競売を申し立てた。競売の結果、乙建物をEが買い受け、Eは代金を裁判所に納付し、同年7月20日、乙建物につきAからEへの所有権移転登記がなされた。

（問い2）　Bは、Eに対して乙建物収去・甲土地明渡しを求めることができるか。もしAが土地賃借権の設定を受けていた場合はどうなるか。(50点)

〔2〕 次の事実をふまえた上で、下記の問いに答えなさい。

Aは、京都市内で家具類の小売店舗を経営している者である。Bは、大阪市内の家具類の卸業者であり、Aとは長年の取引関係がある。Cは、京都市内にある建物リフォームの専門業者である。

Aは、Bと2006年4月1日に金銭消費貸借契約を締結し、これに基づいてAはBに500万円を渡した。返済期日は、2016年1月31日とされていた。

Bは、Aと2015年12月1日に家具類の販売契約を締結し、約定通り商品をAに引き渡した。商品代金300万円の支払期日は2016年2月25日とされていた。

Cは、Aと2015年10月1日に店舗の改装工事契約を締結し、約定通り工事は同年10月末に完成した。工事代金は500万円で、支払期日は2015年11月25日とされていた。

約束の11月25日になってもAからCへの工事代金の支払いがないため、CはAに対し再三催告したが、らちが明かず、結局CとAとの協議で、AはCに500万円を支払う代わりに、AがBに対して有しており、まだ取り立てができていなかった500万円の債権をCに譲渡することとなった。

AからCへの債権譲渡契約は2016年2月15日に締結され、債権譲渡の通知が2月16日にAからBに到達した。

Bは、その債権譲渡通知をきっかけに、AがCに500万円の支払いができないことを知り、自己のAに対する300万円の債権を確実に回収できる方法を考えている。Bにはどのような手段が考えられるか。それに対するCからの反論も検討しなさい。

なお、現在は2016年3月1日である。(100点)

２０１７年度②

商　　法

注 意 事 項

1．試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2．解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。

3．解答はすべて解答用紙に記入しなさい。

4．解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。

5．試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商　法②

Ⅰ　手形法における利得償還請求権について、説明しなさい（150字以内）。(20点)

Ⅱ　次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕 寝具の製造および販売を業とする甲株式会社（以下「甲社」）は、会社法上の公開・大会社であり、監査役会設置会社である。甲社は、その発行する株式を証券取引所の第二部に上場している。甲社の代表取締役社長Ａは、近時、特に高級寝具に力を入れており、その品質は高く評価されていた。しかし、製造部門担当の常務取締役であるＢは、コスト削減のため、フランス産と表示した羽毛布団に大量の中国産羽毛を混入していた（以下「本件偽装」）。Ｂは、本件偽装が露見しないように、部下の従業員にかん口令を敷き、そのほかにも周到な隠蔽工作を行っていた。本件偽装の結果、甲社は価格競争面で優位に立ち、平成26年度には、30億円の大幅な増益を実現した。

平成27年4月、Ｂの部下である従業員Ｃが、義憤に駆られ、監督官庁にＢの行為を告発したため、監督官庁が甲社に事実確認を行った。Ａら、Ｂ以外の甲社の取締役たちは、その確認によって初めて本件偽装の事実を認識した。監督官庁は、景品表示法違反により、甲社に対する行政処分を実施した。処分の事実はマスコミによって広く公表され、甲社には、返品対応等を含め、20億円の損害が生じた。なお、甲社は、取締役会決議により、いわゆる内部統制体制を構築しており、その内容および運用体制は適切なものであった。

平成28年9月、1年以上前から甲社の株式を保有する株主Ｘは、ＡおよびＢを被告として、必要な手続きを経て、甲社にいわゆる株主代表訴訟を提起した（以下「本件訴え」）。（1）本件訴えにおいて、Ｘは、ＡおよびＢのそれぞれにつき、いかなる事由を主張すべきか、また（2）Ｘの主張はどの範囲で認容されるか、の2点について、論じなさい。(40点)

〔２〕 仏具の製造および販売を業とする乙株式会社（以下「乙社」）は、取締役会・監査役設置会社であり、乙社の定款には、その発行するすべての株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の規定がある。乙社の取締役会は、代表取締役社長Ｐ、専務取締役ＱおよびＲによって構成されている。Ｑは乙社創業者であるＳの知遇を得て取締役に就任した者である。Ｑは、平成18年６月から２年ごとの任期で、平成28年６月末まで引き続いて乙社の取締役の地位にあった。乙社の定款には、取締役の報酬は株主総会決議をもって定める旨の規定があり、定時株主総会において決定された全員の年額報酬の総額のうちから、代表取締役が、取締役会で定めた報酬に関する内規（以下「本件内規」）にしたがい、各取締役への配分を決定していた。Ｑも、取締役就任後、本件内規に定められた通り、月額50万円の報酬を得ていた。

平成27年１月にＳが死亡した後、Ｓの息子Ｐは、Ｓが保有していた乙社発行済株式の全てを相続し経営を掌握した。以前からＱを疎ましく思っていたＰは、平成27年５月の取締役会において、Ｑを非常勤取締役へと降格させる議案を提出した。この議案はＰおよびＲの賛成によって可決された（以下「本件取締役会決議」）。さらに、同年６月の株主総会においては、Ｑの同意を得ることなく、その任期途中から、Ｑの報酬を月額50万円から０円へと変更する決議がなされた。なお、乙社においてこれまで取締役の降格の前例はなく、本件内規にも非常勤取締役およびその報酬に関する規定はなかった。

本件取締役会決議の後も、Ｑは、Ｐの妨害を受けながら、従前通りに出勤し、降格前と同じ職務を遂行していた。甲社は、平成28年６月の株主総会において新たな取締役を選任し、再任されなかったＱは、任期満了により取締役を退任した。

Ｑは、退任後、乙社に対し、平成27年７月から平成28年６月までの取締役報酬として600万円を請求する訴えを提起した。（１）Ｑはいかなる事由を主張すべきか、（２）Ｑの請求は認容されるか、の２点について、論じなさい。（40点）

２０１７年度②

刑　　法

注 意 事 項

1．試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2．解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。

3．解答はすべて解答用紙に記入しなさい。

4．解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。

5．試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑　法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち１問を選択して解答しなさい。

Ⅰ　以下の事例における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、Ａに電話で罵倒されたため憤激し、Ａ方に赴けば必ずけんかになるだろうと思いながら、この機会にＡを痛めつけようと考え、こん棒を用意するとともに、友人の乙に、これからＡ方に話合いに行くが、けんかになったら加勢してほしいと依頼した。乙は、けんかには気が進まなかったが、話合いの手助けくらいはしてやろうと考えてこれを承諾し、一緒にＡ方に行った。Ａ方に到着するや、甲は、自分の顔がＡに知られていないにもかかわらず、乙に対し、「自分はＡに顔を知られており、顔を合わせるとすぐにけんかになるから、おまえが先にいってＡと話をつけてくれ。ただ、念のため、もしＡがお前に殴りかかるようなら、このこん棒で身を守れ。」と告げ、こん棒を持たせて乙のみを先にＡ方玄関先に向かわせた。すると、出てきたＡが乙を甲と取り違え、いきなり乙に鉄棒で殴り掛かってきた。そこで、乙は、Ａの攻撃を防ぐため、鉄棒をかわしながらこん棒でＡを殴打し、それによって身を守るとともに、これ以上ここにいると厄介だと考えて、その場から立ち去った。こん棒で殴られたＡは、加療約１か月の打撲傷を負った。

なお、乙のこん棒での殴打は、身を守るために必要最小限度の攻撃であったものとする。

Ⅱ　以下の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、デパートの洋服売り場で、店員が差し出すブレザー等の試着をしていたが、店員が目を離した隙に、売り物のブレザーを試着したまま逃走した。その後、自動車販売店を訪れ、同店の営業員に自動車を購入すると嘘を言って、試乗したいと言ったところ、単独試乗を勧められたので、その車を同店から発進させて、そのまま乗り逃げした。

２０１７年度②

訴訟法オプション試験

問　　題

ページ

民事訴訟法　……　1

刑事訴訟法　……　2

注 意 事 項

1．試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

2．解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。

3．解答はすべて解答用紙に記入しなさい。

4．解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。

5．試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民事訴訟法②

Ⅰ　次の語句を80字以内で簡潔に説明して下さい。（各10点）

(1)　証明責任

(2)　弁論主義

Ⅱ　次の事案を読んで、下記の問いに答えなさい（80点）。

売主Ａと買主Ｂの間で動産甲の売買契約が締結され、甲はＢに引き渡された。しかしその後、ＡはＢとの売買は通謀虚偽表示のため無効であると主張したが、Ｂはその引渡しを拒絶した。

そこで、ＡはＰ弁護士に訴訟代理の委任をして（所有権に基づく）甲返還請求訴訟を提起し（以下、これを本件訴訟という）、上記の主張を行った。

＜問い＞

(1)Ｂが第一回口頭弁論期日で、ＡＢ間での契約は売買契約ではなく贈与契約であったと主張した場合、Ｂは贈与契約の存在につき証明責任を負うことになるのか。

(2)Ｂが第一回口頭弁論期日で、売買契約は通謀虚偽表示のため無効であるとのＡの主張を争い、ＡＢ間での売買契約は有効なものであると主張した場合、審理の結果、裁判所はそもそもＡＢ間では売買契約自体が存在していないと判断して請求棄却することは可能か。

以上。

刑事訴訟法②

Ⅰ　以下の(1)、(2)について、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

(1)　最決昭和55年10月23日は、どのような場合であれば、条件付き捜索差押え令状に基づいて強制採尿を行うことができると判示したか。(10点)

(2)　刑事訴訟法218条に従って発付された身体検査令状に基づく身体検査と刑事訴訟法225条に従って発付された鑑定処分許可状に基づく身体検査との違いを述べよ。

(10点)

Ⅱ　以下の【事例】を読み、〔問い〕に答えなさい。(80点)

【事例】

事務用品販売会社Ａに勤務する甲（25歳）が、暴力団員である乙を通じて、覚せい剤を入手して密売している疑いが高まった。甲と乙は高校の同級生で、高校時代から両者は親しい友人同士であり、高校卒業後も、甲は乙と友人として付き合いを続けていた。Ｂ県警は、甲に対する覚せい剤取締法違反の被疑事実で、甲が住んでいるマンションの居室（以下、甲宅という）を捜索場所とし、覚せい剤、注射器、チャック付ビニール袋を差押え対象物とする捜索差押え令状（以下、本件令状という）の発付を受けた。

平成28年5月19日午後0時30分頃、Ｂ県警警察官Ｃらは、本件令状を携帯して、甲宅に赴いた。甲宅玄関ドア前で甲に本件令状を呈示して甲宅のリビングルームに立ち入ったところ、リビングルームに、スーツ姿の40歳くらいの男性丙がビジネスバッグをもって立ち尽くしているのを発見した。そこで、警察官Ｃが、丙に対して、身元を明らかにするように求めたところ、丙は名刺入れから名刺を取り出し、警察官Ｃに手渡した。その名刺には、「株式会社Ａ営業課長丙」と記載されていた。警察官Ｃが、丙に対して、甲宅にいる理由を聞いたところ、丙は、「最近、甲が会社を無断で欠勤することが多く、今日も、９時の始業時間に連絡もなく出社しなかったことから、欠勤の事情を聴くために、会社の昼休みを利用して、甲宅を訪ねたところだった」と答えた。

警察官Ｃは、丙が右手にビジネスバッグを持っていたので、丙に対して、念のためビジネスバッグの中を調べさせてほしいと依頼したが、丙は、ビジネスバッグのなかには、会社の機密書類が入っているので見せることはできないと述べて、警察官Ｃがバッグを調べることをかたくなに拒否し続けた。そこで、警察官Ｃは、「本件令状に基づくものだから」と告げて、丙から強制的にバッグを取り上げ、その中を捜索したところ、バッグの中から、覚せい剤を発見した。

〔問い〕　本事例で警察官Ｃが取った行為は適法か違法か論じなさい。